

【計画の基本的な考え方】**第1節 基本理念と政策目標**

本計画では、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる2025年（令和7年）を計画期間中に迎え、さらには高齢者人口がピークになると想定されている2040年（令和22年）を見据えて、第8次計画で基本とした地域包括ケア実現のための方向性を継承し、さらに充実できるよう、基本理念を「共にふれあい支え合うまち土浦」、政策目標を「地域包括ケアシステムの深化と推進」と定め、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備をめざし、高齢者が安心して住み続けることのできるまちづくりに向けた、施策の推進を図ります。

1 基本理念**共にふれあい支え合うまち土浦****2 政策目標****地域包括ケアシステムの深化と推進****第2節 重点施策と基本方針**

第9次計画では次の4つの事項を重点施策とし、政策目標である「地域包括ケアシステムの深化と推進」の実現を目指します。

■重点施策

- I 介護予防の推進・生活支援サービスの充実**
- II 認知症施策の推進**
- III 多職種連携の推進**
- IV 安心して暮らせる環境づくり**

◆施策体系図

基本理念：共にふれあい支え合うまち土浦
政策目標：「地域包括ケアシステムの深化と推進」

重点施策	基本方針	施策の方向性
I 介護予防の 推進・生活支援 サービスの充実	(1) 生きがいづくりと 社会参加の推進 (2) 高齢者の活力推進 (3) 生活支援の推進 (4) 介護予防・日常生活支援の 推進	①生きがいづくりと自立支援 ①高齢者の社会参加の促進 ①地域包括ケアシステムの深化・推進における 生活支援担い手の養成 ②住民主体の地域支え合い活動の推進 ③生活支援サービスの充実 ④高齢者世帯への支援 ⑤介護に取り組む家族への支援 ①介護予防の普及・啓発 ②介護予防・日常生活支援総合事業の推進
II 認知症施策の 推進	(1) 認知症施策の推進 (2) 権利擁護の推進	①認知症高齢者を支えるまちづくり ②認知症予防の推進 ③認知症の容態に合わせた支援 ①権利擁護事業と成年後見制度の利用支援
III 多職種連携 の推進	(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域ケア会議による 要介護者支援	①かかりつけ医の促進 ②在宅における医療サービスと介護サービスの連携 ①ふれあいネットワークの連携強化 ②高齢者の実態把握の推進
IV 安心して 暮らせる 環境づくり	(1) 防犯対策・災害時の対応の 推進 (2) 住まい等の確保と 生活環境の整備 (3) 地域のニーズに対応した 介護サービスの充実 (4) 介護保険運営の充実 (5) 高齢者虐待防止	①災害や感染症対策の充実 ②高齢者見守りネットワークの推進 ①住環境の改善支援 ②高齢者の住まいの確保支援 ①在宅サービスの充実 ②地域密着型介護サービスの充実 ③施設サービスの適正化 ④介護人材の確保・育成及び定着への支援 ①低所得者への配慮 ②相談体制・情報提供の充実 ①高齢者に対する虐待の防止

重点施策Ⅰ 介護予防の推進・生活支援サービスの充実

（１）生きがいつくりと社会参加の推進

①生きがいつくりと自立支援

高齢者がいきいきと活動できるよう、趣味の活動や生涯学習、交流の場や、世代間交流を行う機会の創出を通して、社会参加などを促すための支援を推進します。

また、多様化するライフスタイルやニーズに応じた活動へのきっかけづくりや人材育成などを支援し、高齢者の自己実現の機会の拡充を図ります。

（２）高齢者の活力推進

①高齢者の社会参加の促進

高齢者が永年培ってきた経験・知識を地域で就労や社会貢献活動などに結びつけることができるよう支援します。

また、高齢者自らが主体的に活動できるよう、ボランティア活動や地域活動などの社会貢献活動の拠点となる場の整備を図ります。

（３）生活支援の推進

①生活支援担い手の養成

地域包括ケアシステムの構築においては、地域の人材の活用が重要となることから、地域における生活支援の担い手としての意識の醸成と人材育成を行います。

②住民主体の地域支え合い活動の推進

住民や法人、その他の団体等の連携により、制度で保障されていない生活支援の提供体制を構築し、支援が必要な方を地域の互助により支えていく地域づくりを推進します。

③生活支援サービスの充実

関係機関や民生委員・児童委員等との連携・協力を通じて、生活上の支援が必要な高齢者のニーズの把握に努めるとともに、広報等を通じて各種サービスの周知を図り、状態に応じたサービス提供の一層の充実と利用促進を図ります。

④高齢者世帯への支援

現在、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯は増加しており、これらの高齢者世帯に対する支援が必要です。

今後も引き続き、配食サービスなど、高齢者世帯が安心して暮らすことのできる事業の充実を図ります。また、高齢者の自立生活における外出は閉じこもりの防止という点において重要であることから、外出支援サービス（移動手段の確保）の充実に努めます。

⑤介護に取り組む家族への支援

ヤングケアラー※を含めた家族介護者へのさらなる支援として、現在、市で実施している家族介護支援事業に加え、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ります。

※「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家族の介護等を日常的に行うこと
ものことです。

(4) 介護予防・日常生活支援の推進

①介護予防の普及・啓発

健康でいきいきと高齢期を過ごすために、若い世代から介護予防の意識を高められるよう事業展開に努めます。

また、誰もが身近な地域で介護予防に取り組めるよう、感染症対策等を行いながら、参加しやすい事業の開催と、地域での交流の機会を確保し、個人や地域の実情に合わせた多様な支援を行います。

さらに、在宅においても、いきいきとした生活を意識し、健康管理や介護予防の取組を実践できるよう、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等と連携し、支援の充実に努めます。

②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

フレイル※や閉じこもり等何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、基本チェックリスト等の実施により、要支援認定高齢者と合わせて、訪問型・通所型サービス、一般介護予防サービス及び必要な生活支援サービスを組み合わせた効果的なサービスを提供することで、身体機能の維持、介護予防の促進を図ります。

※ フレイルについて

年を重ねて気力や体力などが衰えた状態のことを「フレイル」といいます。高齢者のフレイルは生活の質を落とし、様々な病気の原因となることもあります。

フレイルの定義は、

(1)体重減少 (2)疲れやすさの自覚 (3)日常での活動量低下 (4)歩行速度の低下 (5)筋力(握力)の低下とされています。

多くの方はフレイルの状態を経て要介護状態へ進むと考えられていますが、持病の適切な管理や、適度な運動、栄養のある食事などに気をつけることで、そのリスクを減らすことができます。



重点施策Ⅱ 認知症施策の推進

(1) 認知症施策の推進

①認知症高齢者を支えるまちづくり

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を車の両輪として施策を推進します。

また、令和5年6月に成立した、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた取組についても検討を行います。

今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれる状況を踏まえ、地域全体で支えることができるよう、認知症を理解し認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成し、その活躍の場を拡充していきます。

さらに、認知症の人自身が、その声を広く発信することへの支援や、若年性認知症支援など、医療機関とも連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を推進します。

②認知症予防の推進

認知症の発症を遅らせるための健康的なライフスタイルの周知・啓発を図るとともに、認知機能低下のおそれがあると思われる高齢者に対しては、介護予防事業の利用を促進し、認知機能の維持を図ります。

③認知症の容態に合わせた支援

予防から早期発見、早期対応、ケア及び家族支援まで一貫した取組を進めるとともに、認知症の方をケアする家族への支援、また、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるような見守り体制を整備するため、介護・医療・地域とのネットワーク構築を整備していきます。

さらに、認知症カフェの拡充に取り組むことで、家族等の負担軽減を図ります。

(2) 権利擁護の推進

①権利擁護事業と成年後見制度の利用支援

関係機関等との連携により、虐待防止や成年後見制度等、権利擁護に関する制度や相談窓口の周知及び利用支援を図ります。

重点施策Ⅲ 多職種連携の推進

(1) 在宅医療・介護の連携強化

①かかりつけ医※の普及促進

高齢者が健康で介護を必要としない生活を送るためには、体調変化の早期発見が重要となります。高齢者に一番近い医療機関である、地域の開業医と地域包括支援センターの連携により、必要な治療と情報を提供できる体制の整備に努めます。

また、高齢者が地域にかかりつけ医を持つことを促進します。

※「かかりつけ医」とは、「かかりつけ医師」、「かかりつけ歯科医師」、「かかりつけ薬剤師」のことです。

②在宅における医療サービスと介護サービスの連携

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、そのような高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して、自分らしい生活を送ることができるよう、日常の療養支援だけでなく、入退院時支援や急変時の対応、看取りなどの場面において、切れ目のない支援が行える体制の構築を推進します。

また、地域における医療及び介護の関係機関連携を円滑に推進するため、情報基盤の整備に努めます。

(2) 地域ケア会議による要援護者支援

①ふれあいネットワークの連携強化

「ふれあいネットワーク」は、中学校区を単位とした地域ケアシステムと位置づけています。このシステムは、要援護者に対し、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等によるチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行います。

市民・医療・行政等が連携し、個別のケースにおける課題を様々な角度から捉え、最善の支援策が提供できるよう協議、検討を行う「ふれあい調整会議」を「地域ケア個別会議」として位置付け実施しています。今後も、より地域の課題を把握するために、ふれあいネットワークの連携強化に努めるとともに、相談支援事業の拡充を図ります。

②高齢者の実態把握の推進

高齢者の増加や核家族化に伴い、一人暮らし高齢者や夫婦二人暮らし高齢者世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、よりきめ細かな高齢者の生活状況の把握及び見守り支援体制の充実を図ります。

重点施策Ⅳ 安心して暮らせる環境づくり

(1) 防犯対策・災害時の対応の推進

①災害や感染症対策の充実

関係機関等と連携し、個人情報保護に配慮しながら、高齢者の実態把握や避難行動要支援者名簿を活用しつつ情報共有を図り、いざという時の高齢者の安全確保に努めます。

また、近年多発している自然災害や感染症の流行などを踏まえ、介護サービス事業所等と連携し、対策の周知徹底、自然災害発生時の業務継続計画作成支援などを通して、全ての人が安心できるよう、新しい生活様式に対応した施策を検討します。

②高齢者見守りネットワークの推進

一人暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括支援センターや民生委員・児童委員を始め、住民や自治会・町内会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体などの連携や協力が必要です。

地域全体で声かけや見守りを実施し、高齢者が安全安心に生活することができる地域コミュニティを構築するための支援を図ります。

(2) 住まい等の確保と生活環境の整備

①住環境の改善支援

自宅において自立して快適な生活を支援するために、住宅改修費用の助成及び、理学療法士や作業療法士等のリハビリ専門職からの改修に関するアドバイスを受けることができるように努めます。

また、住宅改修費の利用については、福祉住環境コーディネーターやケアマネジャーと連携して、対象となる住宅改修項目や申請方法の周知等、適切な住宅改修の促進を図ります。

②高齢者の住まいの確保支援

高齢者が自宅で安心して暮らせる環境を構築するため、福祉用具や住宅改修に関する情報の提供を行います。

また、単身世帯や夫婦のみ世帯が安心して暮らせる、高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅の整備も求められていることから、関係機関と連携し情報提供等により支援します。

(3) 地域のニーズに対応した介護サービスの充実

①在宅サービスの充実

多くの高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活していきたいと願っています。このため、在宅生活を重視した居宅介護サービスなどの拡充に努めるとともに、日常生活圏域内のサービスの充実、ふれあいネットワークの推進などによる、地域の特性を捉えた地域包括ケア体制の拡充を図ります。

②地域密着型介護サービスの充実

日常生活圏域において、高齢者が安心して暮らせるよう、地域密着型介護サービスの整備・充実を促進します。

③施設サービスの適正化

高齢者の地域生活の課題を探り、高齢者や高齢者家族の希望を踏まえ、必要な施設の整備が求められています。施設サービスにあたっては、介護保険料等の増加が見込まれることから、今後の年齢構成別の人口構成の推移などを考慮し、定員数の適正化などを進めます。

④介護人材の確保・育成及び定着への支援

介護を担う人材の不足は深刻化する一方、介護需要がさらに拡大することが想定されることから、介護人材のさらなる確保のために福祉職の魅力発信や福祉教育の推進などの取り組みを強化し、多様な人材の確保・育成及び定着支援を総合的に推進します。

また、ケアマネジャーの技術及び質の向上・人材確保にむけた取り組みについても、引き続き支援を行っていきます。

さらに、次世代介護機器の技術や介護業務の負担軽減に資する情報通信技術（ICT）の活用に関する情報提供を行うなど、多角的な視点から介護現場や人材定着について支援を図ります。

（４）介護保険運営の充実

①低所得者への配慮

低所得者の負担軽減を図る事業を引き続き実施します。また、低所得者の負担を少しでも抑えるため、多段階の保険料率を設定し、保険料の弾力化を実施します。

②相談体制・情報提供の充実

利用者の状態に合った適切なサービスの検討・選択や、介護者の負担緩和につながるように、地域包括支援センターが中心となり、在宅介護支援センターや地域ケアコーディネーター等と連携をとりながら、相談支援体制の拡充を図っていきます。

（５）高齢者虐待防止

①高齢者に対する虐待防止の推進

高齢者への虐待防止を推進するとともに、市民に対する意識啓発を行い、早期発見や適切な機関へつなげることができるよう体制整備に努めます。

- ・ 広報、普及啓発

高齢者虐待の対応窓口の住民への周知・徹底、市や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に関する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての市民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法についての周知を含めた研修の実施に努めます。

- ・ ネットワークの構築

早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援を図るためのネットワークの構築を目指します。

- ・ 行政機関連携

成年後見制度の市長申し立て、警察署長に対する援助要請等、関係行政機関の連携を強化します。

- ・ 相談、支援

虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言を行い、また、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。